

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 九電工		コード	1959
提出日	2024/5/31	異動（予定）日	2024/6/26	
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案を付議するため。 ・ 役員属性・選任理由の説明についての記載内容を更新するため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	倉富 純男	社外取締役	○										○	○			訂正・変更	有
2	柴崎 博子	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
3	金子 達也	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
4	添田 英俊	社外取締役	○										○	○			訂正・変更	有
5	加藤 卓二	社外取締役	○										○				新任	有
6	鳥居 玲子 (戸籍上の氏名: 永原 玲子)	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	倉富純男氏は、西日本鉄道株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社株式の1.61%を保有する株主です。また、当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.2%未満であり、当社が定める独立性判断基準（4.補足説明参照）の範囲内です。 なお、当社取締役会長の藤井一郎氏が、2020年6月より同社の社外取締役監査等委員（2024年6月退任予定）に就任しております。	異業種・他業界の代表取締役であり、企業経営に関する高い見識と監督能力に加え、地域経済に関する知見を有しております。同氏はその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言等が期待されることから、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
2	柴崎博子氏は、マツダ株式会社の社外取締役監査等委員です。なお、同氏は東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員等の職を務めておりましたが、2019年3月に退任し5年が経過しております。当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.1%未満であり、当社が定める独立性判断基準（4.補足説明参照）の範囲内です。	異業種・他業界における豊富な経験に加え、マーケティング及びリスク管理に関する高い見識を有しております。同氏はその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言等が期待されることから、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
3	金子達也氏は、トヨタ自動車九州株式会社の代表取締役社長等の職を務めておりましたが、2021年6月に退任し3年が経過しております。なお、当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の0.2%未満であり、当社が定める独立性基準（4.補足説明参照）の範囲内です。	異業種・他業界の代表取締役経験者として培った経営全般に関する豊富な経験と監督能力に加え、メーカーにおけるものづくりに関する知見を有しております。同氏はその豊富な経験や見識を活かし、取締役会において、独立かつ客観的な視点から有益な意見や提言を行うことにより、監督機能の一層の強化に大きく貢献しております。今後も当社のガバナンス強化に向けた提言等が期待されることから、社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
4	添田英俊氏は、株式会社正興電機製作所の代表取締役社長です。当社と同社の間に取引がありますが、いずれも当該取引額は当社及び同社の直近事業年度における売上高の1.5%未満であり、当社が定める独立性判断基準（4.補足説明参照）の範囲内です。 なお、当社出身の高田勝則氏（2023年3月株式会社九電工ホーム代表取締役社長退任）が、2023年3月同社の社外監査役、2024年3月より同社の社外取締役監査等委員に就任しております。	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、取締役会などにおける発言を通じ、監督機能の強化に貢献しております。今後も当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
5	加藤卓二氏は、西部ガスホールディングス株式会社の代表取締役社長 社長執行役員です。当社と当社グループとの間に取引がありますが、当該取引額は当社の直近事業年度における売上高の0.1%未満、同社の直近事業年度における売上高の2.4%未満であり、当社が定める独立性判断基準（4.補足説明参照）の範囲内です。	企業経営者として幅広い知見を有しており、当社社外取締役に対応しい人格・知見を備えております。その豊富な経験や知見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。
6		企業法務を中心に扱う法律事務所に所属し、弁護士として法務全般に関する豊富な経験と専門知識を有しており、当社社外取締役に相応しい人格・知見を備えております。その豊富な経験や知見を活かして、当社事業に対して独立かつ客観的な視点から有益なご意見や提言をいただき、当社のガバナンス強化への貢献を期待し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める独立性判断基準を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

株式会社九電工 社外役員の独立性判断基準

株式会社九電工は、以下の事項に該当しない場合、社外取締役に独立性があると判断する。

社外取締役本人、配偶者又は二親等以内の親族について

- (1) 現在において当社又は当社グループ会社の業務執行者である者、又は当該就任の前10年間において当社又は当社グループ会社の業務執行者であった者
 - (2) 当社の取引先であって、当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に、当社単体のその事業年度の売上高の2%を超える金額の支払いを行った法人等の業務執行者である者、若しくは、当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関の業務執行者である者
 - (3) 当社を取引先とする、当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から、当該取引先単体のそれぞれの直近に終了した事業年度の売上高の5%を超える金額の支払いを受領した法人等の業務執行者である者
 - (4) 当社単体の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬（当社役員としての報酬を除く）を受けている者（報酬を得ている者が団体である場合は、その団体に所属する者）
 - (5) 当社単体の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている団体等に所属する者
 - (6) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- 【注記】 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、その他の職員、従業員をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。